

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 27 日 (金) 第 705 号 の 8



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

県立病院局企業管理規程

- 鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(県 立 病 院 課 取 扱 い) 1
- 鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 (※)
(県 立 病 院 課 取 扱 い) 1

県立病院局企業管理規程

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よう に 定 め る。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 原 口 優 清

鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 2 号

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 の 設 置 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 (平 成 18 年 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 1 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

別 表 中	文 書 料	普 通 診 断 書	1 通 に つ き 2, 020 円	を
		死 亡 診 断 書	1 通 に つ き 2, 840 円	
		健 康 診 断 書	1 通 に つ き 2, 020 円	
		特 別 診 断 書	1 通 に つ き 4, 370 円	
		普 通 証 明 書	1 通 に つ き 1, 690 円	
		特 別 証 明 書	1 通 に つ き 3, 900 円	
		死 体 検 案 書	1 通 に つ き 4, 440 円	

文 書 料	普 通 診 断 書	1 通 に つ き 2, 020 円	に 改 め る。
	死 亡 診 断 書	1 通 に つ き 3, 100 円	
	健 康 診 断 書	1 通 に つ き 2, 500 円	
	特 別 診 断 書	1 通 に つ き 5, 000 円	
	普 通 証 明 書	1 通 に つ き 1, 690 円	
	特 別 証 明 書	1 通 に つ き 4, 100 円	
	死 体 検 案 書	1 通 に つ き 4, 500 円	

附 則

こ の 規 程 は 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

鹿 児 島 県 立 病 院 事 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よう に 定 め る。

令和 8 年 3 月 27 日

鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者 原 口 優 清

鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業 管 理 規 程 第 3 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4アの表中「2級1号給」を「2級5号給」に、「1級17号給」を「1級21号給」に、「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第4イの表中「2級11号給」を「2級15号給」に、「2級5号給」を「2級9号給」に、「2級1号給」を「2級5号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改め、同表備考中「2級15号給」を「2級19号給」に、「2級9号給」を「2級13号給」に改める。

別表第7イの表を次のように改める。

イ 部長級

組 織 の 区 分	職
県立大島病院	院長
県立薩南病院	院長

別表第7ウの表を次のように改める。

ウ 次長級

組 織 の 区 分	職
本局	次長
県民健康プラザ鹿屋医療センター	院長
県立大島病院	事務長
県立始良病院	院長 副院長
県立薩南病院	放射線科部長
県立北薩病院	院長

別表第7エの表を次のように改める。

エ 課長級

組 織 の 区 分	職
本局	経営企画監
県民健康プラザ鹿屋医療センター	副院長
	事務長
	薬局長
	看護部長
県立大島病院	副院長
	事務次長
	看護部長
県立始良病院	事務長
	薬局長
	看護部長
	リハビリテーション技師長
県立薩南病院	副院長
	事務長
	看護部長
県立北薩病院	事務長
	看護部長

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。